

## り災した市民の皆さまへ

り災された市民の皆さまの一日も早い復旧をお祈りし、お見舞い申し上げます。



災害見舞金や各種保険の請求等に使用するため、火災のり災証明書をはじめ、次の申請を行うと、り災の程度により補助、減額又は免除を受けられる場合があります。申請窓口でご相談ください。

項目によっては、申請期限等がありますのでお早めにご相談ください。

### 申請窓口

- 浦添市役所 住所：安波茶1丁目1番1号 電話：098-876-1234（代表）
- 浦添市消防本部 住所：前田2丁目14番1号 電話：098-878-3982（予防課）

項目	概要	持参するもの	申請窓口 問い合わせ先
火災によるり災証明書の発行について	火災によるり災証明書を発行します。 ※代理人による申請は委任状が必要です。ただし、家族等が提出する時は、委任状は必要ありません。申請者との関係の確認します。	・り災証明願書 ・印鑑 ・身分証明書（免許証等の住所がわかるもの）	消防本部3階 予防課予防係 098-878-3982
市及び県からの弔慰金及び見舞金の支給について	火災により住家が全焼又は半焼の認定を受けたとき並びに死亡又は治療期間が30日以上を負傷の被害を受けた場合は申請により見舞金を支給します。	・消防が発行するり災証明書（原本） ・印鑑 ・支給金の振込口座番号（通帳のコピー） ※支給の種類によっては診断書又は死亡が分かる書類のコピーが必要。	市役所3階 福祉総務課 管理係 （内線：3572）
赤十字沖縄県支部より災害救援物資の支給について	火災により住家が全焼又は半焼の認定を受けたときは災害救援物資の支給をします。（全焼と半焼で物資の支給内容は異なります。）	・消防が発行するり災証明書（コピー）	市役所3階 福祉総務課 管理係 （内線：3572）
ごみの廃棄等の減免について	火災、その他の災害により著しく被害を受けたと認められたときは、申請により、出たごみの処分費用について減額又は免除が受けられます。	・消防が発行するり災証明書等（写しでも可） ・印鑑	市役所5階 環境保全課 環境整備係 （内線：3211）

項目	概要	持参するもの	申請窓口 問い合わせ先
国民健康保険税の減免について	国民健康保険加入世帯のうち、納付が困難な世帯について損害の程度に応じて国税の減額又は免除を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防が発行するり災証明書（原本）</li> <li>・印鑑</li> </ul>	市役所 1 階 国民健康保険課 国税第 1 係 （内線：3724）
国民年金保険料の免除について	国民年金の第 1 号被保険者等が所有する住宅、家財又はその他の財産について概ね 2 分の 1 以上の損害を受けたときは、国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防が発行するり災証明書（原本※受付時に申出あれば原本返却可能）</li> <li>・印鑑</li> <li>・身分証明書（免許証等）</li> <li>・その他申請書類あり（国民年金係で配布）</li> </ul>	市役所 1 階 市民課 国民年金係 （内線：3111）
介護保険料の減免について	65 歳以上の方又はその属する世帯の生計を主として維持する方が、火災等により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときは、保険料の減額又は免除を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防が発行するり災証明書（コピー可）</li> <li>・印鑑</li> </ul>	市役所 1 階 いきいき高齢支援課 介護保険料係 （内線：3581）
介護利用料の減免について	要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が、火災等により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときは、利用料の減額又は免除を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防が発行するり災証明書（コピー可）</li> <li>・印鑑</li> </ul>	市役所 1 階 いきいき高齢支援課 介護給付係 （内線：3593）
固定資産税の減免について	火災による被害を受けた方は、損害の程度に応じ固定資産税の減額又は免除を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防が発行するり災証明書（コピー可）</li> <li>・印鑑</li> <li>・免許証等の本人確認ができるもの</li> </ul>	市役所 2 階 資産税課 家屋係 （内線：2263） 直通：876-1278
障害福祉サービス費の減免について	障害福祉サービスの支給を受けている障がい者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が、火災等により住宅、家財又はその財産に著しい損害を受けたときは、利用者負担額の減額又は免除を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防が発行するり災証明書（原本）</li> <li>・印鑑</li> <li>・委任状が必要な場合があります。</li> </ul>	市役所 3 階 障がい福祉課 支援給付係 （内線：3561）
水道料金等の減免について	火災による被害を受けた方は、損害の程度に応じ水道料金等の減額又は免除を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防が発行するり災証明書（原本）</li> <li>・印鑑</li> <li>・身分証明書</li> <li>・委任状（代理人申請）</li> </ul>	水道庁舎 営業課 営業係 （内線：5177） 直通：877-8460